

石川株式会社 一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員が働きやすい環境を作ることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定いたします。

1. 計画期間 平成27年4月1日から平成37年3月31日までの10年間

2. 内 容

目標

育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、健康保険法及び雇用保険法に基づく子育て関連制度、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を図ります。

<対策>

平成27年4月～ 経営企画室がパンフレット等の取り寄せ、配布を行います。

平成27年4月～ 今後の法改正等にもなう育児・介護に関連する規定の制定・改定等を行った場合は、その都度、従業員に周知・説明を行います。

随 時 個別の相談には、経営企画室並びに各事業所総務部が直接説明します。

以上